

(注)・退職所得となる場合で、この申告書の提出がありませんと、一時金の20.42%相当額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。
・あなたの氏名、住所およびA欄は必ず記入してください。B～D欄についても該当する欄があれば記入してください。

支払者受付印

年 月 日		税務署長 市町村長 殿		年分 退職所得の受給に関する申告書		退 職 所 得 申 告 書													
退職手当等の支払者	所在地	東京都中央区八重洲1丁目2番1号			受給者	氏 名	(印)												
	名 称	受託者 みずほ信託銀行株式会社				個 人 番 号													
	法人番号	9	0	1		0	0	0	1	0	3	4	9	6	2	現 住 所	〒 -		
	その年1月1日現在の住所														〒 -				

A	このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。)													
	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日				年 月 日		② 退職の区分等		(一般・障害)		生活扶助		有 ・ 無	
	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間				自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年		

B	あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。															
	④ 退職手当等の受給資格取得年月日		勤 続 期 間		収 入 金 額		所 得 税		市町村民税		道府県民税		支払を受けた年月日		退職の区分	
	1 一般 特定 役員	年 月 日	自	年 月 日	至	年 月 日	円	円	円	円	円	年 月 日	円	円	一般 障害	
																支払者の所在地・名称
	2 一般 特定 役員	年 月 日	自	年 月 日	至	年 月 日	円	円	円	円	円	年 月 日	円	円	一般 障害	
																支払者の所在地・名称
	3 一般 特定 役員	年 月 日	自	年 月 日	至	年 月 日	円	円	円	円	円	年 月 日	円	円	一般 障害	
																支払者の所在地・名称
	⑤ ③と④の通算勤続期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年						
	うち特定役員等勤続期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年						
うち重複勤続期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年							

C	あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。															
	⑥ 退職手当等の受給資格取得年月日		勤 続 期 間		収 入 金 額		所 得 税		市町村民税		道府県民税		支払を受けた年月日		退職の区分	
	1	年 月 日	自	年 月 日	至	年 月 日	円	円	円	円	円	年 月 日	円	円	一般 障害	
																支払者の所在地・名称
	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年						
⑧ ④のうち特定役員等勤続期間との重複勤続期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年							

D	A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。													
	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年				
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年				
	うち特定役員等勤続期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年				
	⑩ ⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年				
	⑪ ⑩のうち特定役員等勤続期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年				
	⑫ ⑦と⑩の通算勤続期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年				
⑬ ⑪のうち⑧と⑩の通算期間		自	年 月 日		至	年 月 日		年数	年					

(注意) 1. この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。
提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。
また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2. Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
3. 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。